



Title	東アジアの土地調査事業における広東省土地調査冊の位置づけに関するノート
Author(s)	小林, 茂; 渡辺, 理絵
Citation	近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター. 2006, 1, p. 14-23
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/27014
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

東アジアの土地調査事業における広東省土地調査冊の位置づけに関するノート

小林 茂(大阪大・文学研究科／人文地理学)

渡辺理絵(大阪大・文学研究科・博士後期課程／人文地理学)

はじめに

2005年4月に開始された、科学研究費・基盤研究(A)による「1930年代広東省土地調査冊の整理・分析と活用」(代表者：片山 剛大阪大学教授)で、まず検討されることになったのは、国立中央図書館台湾分館(台北)所蔵の「広東省土地調査冊」の位置づけであった。すでにこの資料については、目録(Taiwan Branch of the National Central Library, 1975)があり、その概要や来歴に関する解説(Hofheinz, 1975)も付されている。しかしこの本格的利用にあたっては、その作製過程をあきらかにするとともに、土地調査事業のなかで位置づける必要がある。広東省における1930年代の土地調査事業のどのような段階で、どのような必要性から、どのような組織により、どのような技術で作製されたかにまずアプローチしておくべきであると考えられるのである。このような作業は片山教授が現在本格的に進めているところであり、その進行を待ちたいが、これと並行してもうひとつすすめておくべき作業がある。

2005年7月および8～9月の国立中央図書館台湾分館での調査によって、広東省土地調査冊の実物に接し、これらに付された図は縮尺を欠き、たとえば平板測量のような本格的な実測によるものではないことがあきらかになった。図では一定の地区について地片の配置を示し、各地片(一筆)ごとに地番がつけられており、記載が不完全であるにしても、この地番に対応した台帳を付している。台帳には、地区名・番地のほかに、地目・面積・地価・地租・所有者(業戸)・小作人(佃戸)を記載する。またそうした地区が郷のどこに位置するかをしめす一覧図もあり、一定の形式が定められ、それにしたがって土地調査冊が整備されたことがあきらかである。

このような形式の図ならびに台帳が、近代的土地税制確立にむけた土地調査事業という普遍的なプロセスのなかで、どこに位置づけられ、どのような必要性によって、どのような状況のもとで作製されるようになったかを外挿的に検討する作業が必要と考えられるわけである。

この前提としてもうひとつ言及しておかねばならないのは、1930年代の中国における土地調査事業が、他の地域、とくに欧米諸国や日本、さらにはその植民地における土地調査事業を参考にしつつすすめられた、という点である。これについては、すでに笹川(1997, 2001)が一部指摘しているとおりであるが、基本的政策にくわえて、現場における具体的作業の内容についても、さらに検討が必要である。これに関連してとくに留意すべきは、中国の土地調査事業では、日本およびその植民地における土地調査事業が本格的に検討されており、その一端は『各国経界紀要』(経界局編訳所編, 1915)のような書物や『地政月刊』のような雑誌の記事にもあらわれているという点である。前者は、民国初期に土地調査事

業にむけて設立された経界局(笹川, 2001)が作製した、各国における土地調査事業の紹介書であり、かなりの部分が現地調査にもとづいている。これは1928年にいたって再刊され(伍, 1933)、ひろく参照されたと考えられる。後者は1930年代の土地調査事業を推進した中国地政学会の定期刊行物であり、やはり日本関係の記事がすくなくない。

2005年7月および8～9月の調査では、このような刊行物の調査、写真撮影にあわせて、臨時台湾土地調査局による、20世紀初頭の土地調査事業についても資料を収集した。これは、日本が旧植民地で展開した土地調査事業への理解が、1930年代の中国における土地調査事業の理解に不可欠という観点だけでなく、日本側の土地調査事業では、関係者の人事異動を通じて、経験が蓄積され継承されていったという仮説(小林・渡辺, 2005)のもとに実施したものである。これによって台湾の土地調査事業の細部についても資料がえられ、広東省土地調査冊の理解を一步進めることができた。本稿はこうした作業の中間報告であり、今後さらに検討をすすめて、より本格的な報告を予定していることをあらためてことわっておきたい。

以下では、まず日本本土およびその植民地における土地調査事業についてふれ、上記『各国経界紀要』およびそれに関連する資料の特色を紹介し、さらにこれらにもとづき広東省土地調査冊の特色を検討したい。

1. 日本本土および植民地における土地調査事業

日本本土および植民地、さらに「満州国」における土地調査事業については、それぞれの特色にくわえ、その共通性、さらには相互関係について本格的に検討する必要があるが、これについては、現在のところ宮嶋(1990; 1994)が示した展望にとどまっているようである。以下では、とくに地図作製についておこなった予察的な検討の結果(小林・渡辺, 2005)を簡単に紹介しておきたい。

日本本土のこの種の事業としては、地租改正(明治6[1873]-14[1881])が一般に想起されるが、今日のようなかたちの地籍図や土地台帳の整備は明治18(1885)～22(1889)年の地押調査によるところが大きい。そこではとくに土地面積の正確な把握が目標とされ、地籍調査にあたっては平板測量が採用された(佐藤, 1986: 320-349)。この実施については、目賀田種太郎(1853-1926)が大蔵省の官僚として大きく関与したとされる(松本, 1938: 163-168)。目賀田はまた沖縄県での「土地整理事業」(沖縄土地整理事務局により、1899-1903年に実施)を大蔵省主税局長として指揮した(松本, 1938: 248-252)。

こうした事業をふまえ、植民地では初期より土地所有の近代化にむけて土地調査事業が積極的に推進された。台湾では臨時台湾土地調査局(1898-1905年)(江, 1974)、朝鮮では朝鮮総督府臨時土地調査局(1910-1918年)(宮嶋, 1991)、さらに関東州でも関東庁臨時土地調査部(1914-1924年)(江夏, 1987)によってそれぞれ実施され、土地台帳や地籍図が整備された。この意義については、多方面から検討される必要があるが、いずれでも地籍図作製に際し三角測量により図根点が設定され、それにもとづいて平板測量により地籍原図を作製し、さらにこれを縮小しつつ地形図の作製にいたっているのは注目される。

平板測量を主体とする地籍図作製への三角測量の導入は、沖縄県の土地整理事業が最初であり、台湾では沖縄の事業の視察後にこれを決定した(江, 1974: 135)。ただし朝鮮・関東州の場合は、事業当初より導入を決定していたと考えられ(『朝鮮土地調査計画書』1910年[アジア歴史資料センター、レファレンスコード、B03041646300、外務省外交史料館、朝鮮土地調査法関係一件]、「関東州土地調査事業概要」1923年[関東庁臨時土地調査部, 1923, 附録: 2])、これが標準化していったことがうかがえる。他方沖縄県で実施に至らなかった地形図作製については、台湾・朝鮮・関東州いずれでも当初予定していなかったが、事業開始後しばらくして付帯的な事業として実施することにした(表1)。

沖縄県の土地整理事業における三角測量の採用は、目賀田種太郎の指示によるものとされている(松本, 1938: 241-252)。これは、以前に推進した日本本土における地価修正と地押調査の体験をふまえたものである。また目賀田は、のちに韓国財政顧問(1904-1907年)として朝鮮半島の土地調査事業の準備に関与し、測量学校を設立するとともに三角測量の導入を指示した(松本, 1938: 498-499)。くわえて目賀田は、1901年に当時台湾総督府税務課長であった宮尾舜治に地図をつくるようすすめたという(松本, 1938: 253)。なお、目賀田はベルギーとフランスにおける類似の事業に関心をもっており(松本, 1938: 168, 253-255)、これらの指示や推奨との関係をさらに検討する必要がある。

なお「満州国」では地籍整理局が1936年以降地籍整理事業(江夏, 1996、広川, 2001; 2004)を実施し、これには台湾の土地調査に関与した杉本吉五郎、宮内李子、眇田熊右衛門が参加した。また1936年以降、空中写真を利用した地籍調査をおこなったという(小島, 1991: 50-52)

表1：各地の土地調査事業の時期と地籍図・地形図のおもな縮尺

地域	時期	縮 尺		地形図作成 の開始年
		地籍図	地形図	
沖縄	1899-1903	1/1200	—	—
台湾	1898-1905	1/1200	1/2 万	1902
朝鮮	1910-1918	1/1200	1/5 万	1913
関東州	1914-1924	1/1200	1/2.5 万	1918

2. 『各国経界紀要』(1915)、『台湾土地制度考查報告書』(1915)

つぎに土地調査事業をめぐる中国と日本との関係の検討に移りたい。

上記の『各国経界紀要』は、土地調査事業を目的に設立された経界局の編訳所が『中国歴代経界紀要』・『経界法規草案』とともに民国 4(1915)年に刊行したものである。これらはのち民国 17(1928)年にあわせて『経界三書』として湖北省財政庁が翻印することになった(伍受真, 1933)。ここでは、この『経界三書』に収録されたものが 1995 年になって復刻されたもの(経界局編役所編, 1995)を参照した(表 2)。

日本本土・沖縄・台湾・朝鮮・安南・フランス・ドイツ・香港・アメリカ・関東州の同種の事業を紹介しており、朝鮮と関東州には殷承瓚、安南に唐多、香港に譚学夔を派遣している。またアメリカでは囑託調査員の馬標が調査をおこなったことがわかる。このうち殷承瓚は、当時経界局の中心機関である評議委員会(1915 年 2 月任命)の委員で、総統府軍事諮議陸軍中将であった。また日本の陸軍士官学校(第 5 期、工兵)の卒業生でもある(笹川, 2001)。なおこの評議委員会の委員には、日本の陸地測量部修技所卒業生である陳錦章(当時参謀部測量局局長)・陳嘉楽(当時参謀部製図局局長)・劉器鈞(当時参謀部第六局第一科科长)・李蕃(当時陸軍測量学校校長)(渡辺・小林, 2004)が参加しており、他にも日本に留学していたものが多いのは注目される。

他方、『台湾土地制度考查報告書』(1915)は程家穎が編集しており、民国 3(1914)年 9 月に命を受け、10～11 月に調査したものという(程, 1915: 9)。また程家穎は、経界局からではなく福建省から派遣されたようである。なおここでは、台湾文献叢刊第 148 種の再刊(程, 1963)も参照した(表 3)。

表 2 『各国経界紀要』(民国 4[1915]年)の目次

1. 日本経界紀要	4. 朝鮮経界紀要	(3) 土地種類及租税分配
(1) 地租之沿革	(1) 沿革大略	(4) 土地登記法
(2) 改正地租之顛末	(2) 計劃之経過	8. 附九龍租借地経界紀要
(3) 明治十八年之畝履調査	(3) 機関之組織	9. 美国経界紀要
(4) 北海道及伊豆七島地租沿革	(4) 局員之養成	(1) 沿革大略
	(5) 業務進行程序	(2) 測量大旨
2. 琉球経界紀要	5. 安南経界紀要	(3) 野外実測
(1) 土地所有權之処分	(1) 沿革大略	(4) 田産登記
(2) 土地測量	(2) 測量大旨	10. 附関東州経界紀要
(3) 地価査定	(3) 土地等級及賦税分配	(1) 沿革大略
3. 台湾経界紀要	(4) 土地登記	(2) 計劃綱要
(1) 土地制度沿革	6. 法国経界紀要	(3) 機関之組織
(2) 劉銘伝之清賦事業	7. 德国経界紀要	(4) 第一期内之事業
(3) 日本在台湾土地調査之概要	(1) 沿革大略及機関組織	
	(2) 測量大旨及其方法	

表 3 :『台湾土地制度考查報告書』程家穎編輯（民国 4[1915]年）の目次

1. 土地制度之沿革	(5) 移動地整理	宜定応否發給丈單
(1) 荷蘭時代	(6) 大租權処分	附録日本登記制度攷査報告書目
(2) 鄭氏時代	(7) 改革地賦	録
(3) 清代	(8) 調査經費	1. 概論
2. 土地調査概要	3. 條陳閩省清地弁法大綱	2. 文論
(1) 調査之準則	宜定調査之目的／宜定予算	(1) 地券時代
(2) 調査及査定機関	之計画／宜定土地之種類／	(2) 公証時代
(3) 事業計画	宜定地積之標準／宜定改賦	(3) 登記時代
(4) 事務区分	之方法／宜設査定之機関／	3. 結論

『各国経界紀要』所収の「台湾経界紀要」が『台湾土地制度考查報告書』をふまえているかどうかについては、今後検討すべき点がすくなくない。『各国経界紀要』の参考文献リストには、台湾に関連するものとして「台湾土地調査事業概要」、「台湾総督府土地調査局報告書」、「台湾地稅課稅法要領」がみえるだけであるが、見本用の図については同じものをあげており（『各国経界紀要』の参考附図表第 7 号および第 8 号と『台湾土地制度考查報告書』の参考附録図表第 24 号および第 26 号）、両者は近い関係にある。ともあれ刊行年からみて、両者とも現地調査や刊行準備は経界局の発足以前から開始されていたと考えられる。

さて、『各国経界紀要』、『台湾土地制度考查報告書』とも、地籍調査の手順やそれによって作製される図や台帳の見本を示しており、広東省土地調査冊にみられる図および台帳の役割を推定するのに役立つ。また台湾における土地調査事業の現場用マニュアルともいべき、『土地調査提要』（臨時台湾土地調査局, 1900）も参照しつつ、検討をこころみることとする。

3. 広東省各県土地調査冊について

すでにみたように、広東省土地地調査冊に付随する地籍図に類似する図は、本格的測量によるものではない。墨いれがおこなわれ方位も示すが、縮尺を欠き、耕地の配置と地番を示すスケッチ図のような性格をもっている（図 1）。またこれに付随する台帳も、後述するように十分な記載を欠く地番がめだち、きっちり整備されたものではない。

他方、中国(民国)の土地調査事業で最終的に作製がめざされていた地籍図は、民国初期の段階から三角測量により図根点を設定する実測図であった(笹川, 2001)。また、1933 年 9 月に在広東総領事代理の吉田丹一が外務大臣宛に提出した「広東省ニ於ケル土地整理事業ノ現況ニ関スル件」（アジア歴史資料センター、レファレンスコード、B04121120900、外務省外交史料館、外国土地法関係雑件／中国ノ部、第 2 巻）によれば、広東省民政庁は 1932 年 7 月に土地調査にむけ第七科を設置すると、同 8 月には地政工作人員養成所を開設して測量技術者の養成を開始するとともに、同 6 月には測量隊を編成して各地に派遣したという。本格的測量にもとづく図が予定されていたことがあきらかである。

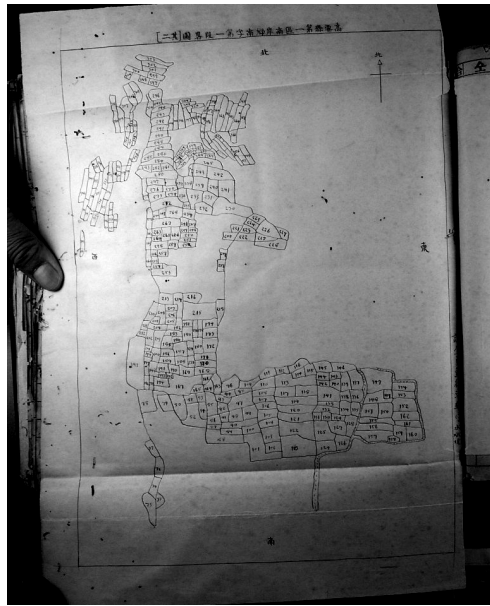


図 1：高要県第一区南岸郷南字第一段略図(其二)

『高要県第一区南岸郷公所田畝調査冊、第一段一号起第七段〇号止』(1934 年)(Taiwan

Branch of the National Central Library, 1975: 26 の 8-6)

以上の点からすれば、広東省土地調査冊に掲載された図や台帳は、土地調査事業の中間段階で作製された、作業用のものであって、最終的なものでなかったことになる。つぎにこうした段階の図や台帳が、日本側の土地調査事業のなかでどのように位置づけられていたかをみてみよう。

臨時台湾土地調査局の『土地調査提要』(1900 年)の「第三 調査及測量」の「土地調査員心得」(1899 年 4 月 1 日訓令、75 丁以下)には、関連すると考えられる図や台帳について、作業手順がつぎのように記されている。まず、所有者から土地申告書を提出させ、つぎに現地調査をおこなう。これに際し、あらかじめ小地区(字)の区域を定め、行政区画の境界を確定する。つぎに所有者の立ち会いのもとに、現地で申告事項を確認し、「概況図」(第一号様式、ただし国立中央図書館台湾分館蔵の『土地調査提要』では欠落)を調製する。この図には、土地の区画にくわえ仮番号(地番)、地目、所有者名を記入する。さらに字ごとに申告書を整理して、面積等を集計した「積算帳」にくわえ、「地籍帳」(第五号様式)を整備する。これには一筆ごとに字名・地番・地目・「則別」(等級)・甲数・住所・業主名を記載することになる。この場合「概況図」は、「地盤測量ノ参照ニ供スルモノトス」とされており、本格的な実測前の仮の地図であったことがあきらかである。この「概況図」と「地籍帳」は、記載項目からみても広東省土地調査冊の地図と台帳によく類似するといえよう。

このような仮の図と台帳の作製は、『各国経界紀要』の「台湾経界紀要」、『台湾土地制度考査報告書』にはつぎのようにあらわれている(経界局編訳所編, 1995: 118-119, 程, 1915: 66-68)。図については、『土地調査提要』の「概況図」にあたると思われるものをふたつあげており、一方は草図(「原名見取図」、『各国経界紀要』の参考附図表第 7 号と『台湾土地

制度考查報告書』の参考附録図表第 24 号[図 2])で、他方は「概況図」(『各国経界紀要』

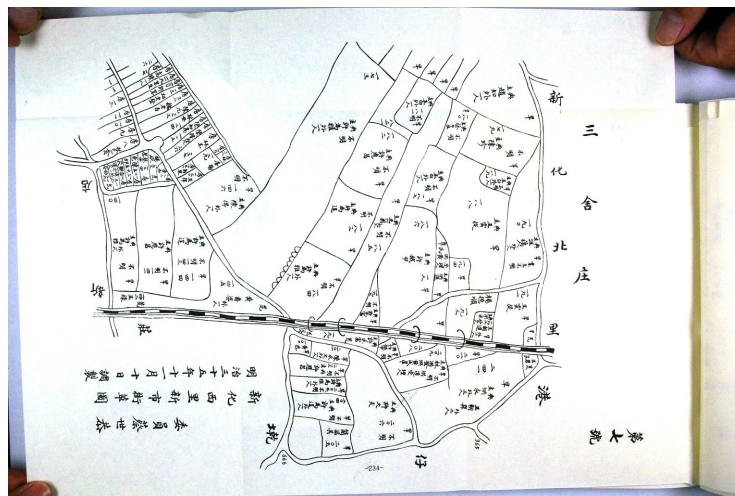


図 2：草図の例

経界局編訳所編(1995: 234)

の参考附図表第 8 号と『台湾土地制度考查報告書』の参考附録図表第 26 号[図 3])となる。

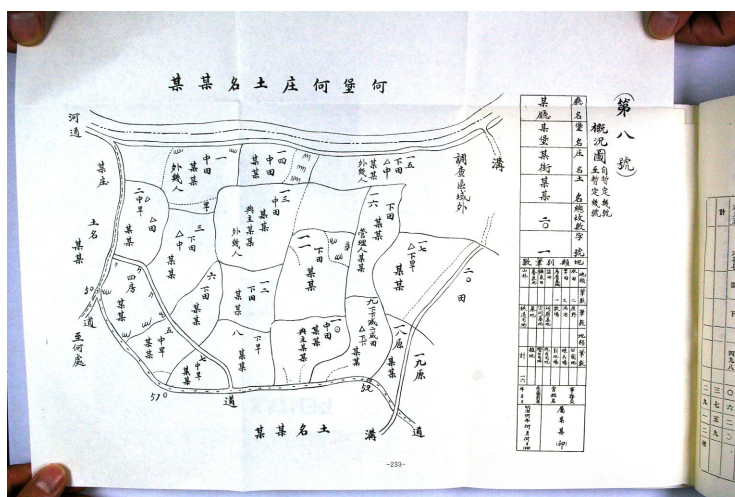


図 3：概況図の例

経界局編訳所編(1995: 233)

いずれも地番や地目と所有者名などを記入するが、前者をもとに各種証拠書類と照合して、後者を作製するとされている。またこの概況図が、のちの測量に際して重要な参考資料になることはいうまでもない。

この場合、上記の記載とややちがうことになるが、『土地調査提要』に記載された手順が比較的はやい時期にきめられたものであることに留意する必要がある。作業手順は、そのご順次改訂されていったのである(江, 1974: 144-152)。また上記の「地籍帳」に相当する帳簿の整備があらわれないが、『各国経界紀要』の「台湾経界紀要」および『台湾土地制度考查報告書』の場合は、「概況図」がそれにかわる役割をした可能性がある。これらの点については、今後さらに検討・確認をすすめたい。なお、朝鮮半島における土地調査におい

ても、類似の図と帳簿がみられた。この場合、図は「課税地見取図」(地番・地目・等級・面積・所有者名を記載)、帳簿は「結数連名簿」とよばれた(宮嶋, 1991: 449-457)。

以上、広東省土地調査冊に相当すると考えられる、日本による土地調査事業で作製が規定されていた図と帳簿について検討した。広東省土地調査冊の場合、測量をともなわない図には地番が記入されるだけで、一筆ごとの地目・面積・所有者(業主)などはそれとセットなる帳簿に記入され、形式がちがう。この点についてはさらに検討を要するが、図と帳簿が対になってほぼ同じ情報を記載している点は、これらが土地調査事業のなかで類似の役割を果たしたことをつよく示唆するものといえよう。また広東省土地調査冊の場合、比較的小さな用紙(各辺の長さがそれぞれ 25~40cm)に多数の地片を記入している点も留意される(図 1)。これでは余白がせまく、地番を記入するのが精一杯である。

ところで、こうした広東省土地調査冊の帳簿の部分には、必要事項が記載されていない土地がかなりみられることが留意される。たとえば『高要県第一区南岸郷公所田畝調査冊、第一段一号起第七段〇号止』(1934 年)(Taiwan Branch of the National Central Library, 1975: 26 の 8-6)では、ほとんどの耕地の区画について、地目・面積など必要な項目が記入されていない。これらの耕地の所有者の欄には「業佃／四区黄玉」という朱印が連続して押され、別の地区に居住する者の耕地であったことがわかる。台湾の『土地調査提要』の「土地調査員心得」では、現地調査に際し、まず行政区画の境界を画定するとともに小地区の範囲を設定することが規定されていることを想起すると、この場合には調査区の設定が不適切であったことをうかがわせる。ほとんどの耕地が別の行政域に居住する地主の所有になっており、その立ち会いによる確認ができず、必要な情報がえられなかったと推定されるわけである。土地調査事業は土地の登記や地籍図・土地台帳の整備だけでなく、他にもさまざま配慮を必要とする。土地所有者の居住地と耕地の立地との関係の把握という観点からも、広東省土地調査冊を検討する必要があるだろう。関連して、関東州の土地調査の場合、最初の現場作業として予定された、行政区画やその名称、境界の設定にてまどっている(関東庁臨時土地調査部, 1923, 附録: 5-7)点は注目される。

おわりに

近代中国の農村に関する興味ぶかい資料である広東省土地調査冊の特色を、日本が植民地でおこなった土地調査事業と比較対照して、てみじかに検討したが、まだ資料収集が不足しており、予察的なものにとどまった。ただし、こうした観点が資料に対する理解をすすめる上である程度は有効であるという見通しがえられたと考えてさしつかえないであろう。今後さらにこの方向で作業を進めたい。

この作業の前提として、中国における 1930 年代の土地調査事業が、日本の例も参照しつつ、技術移転のようなかたちで実施されたという仮説があるが、今後はさらに視野を広げて、他の側面を考慮にいれる必要がある。なお筆者らはこれまで、清末における中国人留学生への教育と日本人教習を通じた測量技術の移転について検討してきた(渡辺・小林, 1994, 1995)。この作業がそれに連続するものであることは、あらためていうまでもない。

謝辞：本研究に当たっては、科学研究費・基盤研究(A)による「1930 年代広東省土地調査冊の整理・分析と活用」(代表者：片山 剛大阪大学教授)の関係者の先生方・大学院生、国立中央図書館台湾分館のスタッフの皆様、中央研究院歴史語言研究所の范毅軍博士、同計算中心の廖汝銘氏にとくにお世話になった。記して感謝したい。

文献

- 江夏由樹(1987)「関東都督府、および関東庁の土地調査事業について：伝統的土地慣習法を廃棄する試みとその失敗」『一橋論叢』97(3): 367-385.
- 江夏由樹(1996)「満州国の地籍整理事業について：「蒙地」と「皇産」の問題からみる」『一橋大学研究年報、経済学研究』37: 127-173.
- 関東庁臨時土地調査部(1923)『関東州事情、上巻』満蒙文化協会.
- 経界局編訳所編(1915)『各国経界紀要』経界局編訳所.
- 経界局編訳所編(1995)『各国経界紀要』内務部(台北).
- 江丙坤(1974)『台湾地租改正の研究』東京大学出版会.
- 小島宗治(1991)『航空測量私話：空と写真と戦いと』私家版.
- 小林茂・渡辺理絵(2005)「日本の旧植民地における土地調査事業と地形図作製」『日本地理学会発表要旨集』68: 49.
- 伍受真(1933)「経界三書述要」『地政月刊』1-11: 1543-1546.
- 笹川裕史(1997)「蕭錚と中国地政学会：もう一つの中国土地改革の軌跡」曾田三郎編『中国近代化過程の指導者たち』東方書店, 155-189.
- 笹川裕史(2001)「中華民国時期の土地行政と日本」曾田三郎編『近代中国と日本』お茶の水書房, 169-200.
- 佐藤甚次郎(1986)『明治期作製の地籍図』古今書院.
- 程家穎(1915)『台湾土地制度考查報告書』(中央研究院傅斯年図書館蔵).
- 程家穎著・台湾銀行経済研究室編(1963)『台湾土地制度考查報告書』台湾銀行(台湾文献叢刊第 184 種).
- 広川佐保(2001)「満州国における「蒙地奉土」について：「蒙地整理案」と「開放蒙地調査資料」をもとに」『アジア経済』43(8): 2-23.
- 広川佐保(2004)「満州国」初期における土地政策の立案とその展開」『一橋論叢』132(6): 905-920.
- 松本重威(1938)『男爵目賀田種太郎』故目賀田男爵伝記編纂会.
- 宮嶋博史(1990)「比較史的視点からみた朝鮮土地調査事業：エジプトとの比較」中村哲ほか編『朝鮮近代の経済構造』日本評論社, 71-100.
- 宮嶋博史(1991)『朝鮮土地調査事業史の研究』汲古書院.
- 宮嶋博史(1994)「東アジアにおける近代的土地改革：旧日本帝国支配地域を中心に」中村哲編『東アジア資本主義の形成：比較史的視点から』青木書店, 168-188.
- 臨時台湾土地調査局(1900)『土地調査提要』(国立中央図書館台湾分館蔵).
- 渡辺理絵・小林茂(2004)「日本－中国間の地図作製技術の移転に関する資料について」『地

図』(日本国際地図学会)42(3): 13-28.

渡辺理絵・小林茂(2005)「20世紀初頭における日本－中国間の測量技術の移転：三角測量を中心として」Newsletter(平成16年度～18年度・科学研究費基盤研究(A)(1)——東アジアとその周辺における伝統的地理思考の近代地理学の導入による変容過程——), 4: 55-62.

Taiwan Branch of the National Central Library (1975) *A Catalogue of Kuang-tung Land Records in the Taiwan Branch of the National Central Library*. Chinese Materials Center, San Francisco.

Hofheinz, Roy, Jr. (1975) The Kuangtung Provincial Land Investigation Records: A preliminary report. In *A Catalogue of Kuang-tung Land Records in the Taiwan Branch of the National Central Library*, vii-xx, Ed. by Taiwan Branch of the National Central Library, Chinese Materials Center, San Francisco.